

## 判例に学ぶ事故防止と事故後対応

ケース⑤訪問介護での付き添いで、大雨の中で病院玄関からタクシーへの移動中に、転倒・骨折した明治生まれの女性（年齢不明）

## ケース

利用者は女性Dさん（明治生まれ）です。訪問介護員は病院内科の人工透析治療が終了してからタクシーで帰宅するまでの一切の介護を担当していました。

当日は大雨でした。本件で問題となったのは、病院玄関からタクシーまでの移動までの介護です。

次のように介助を行い転倒に至りました。

## ケース

- Dさんにレインコート、つばの広いレインハット、防水シューズを着用してもらった
- 介護者はDさんの左に立った
- 介護者はDさんの透析バックを自分の左肩にかけた
- 介護者は左手で傘を持ちDさんにかざし、その肘をDさんの左手でつかんでもらった
- 介護者はDさんの左腕に洗濯ものが入った袋をさげた
- 介護者は右手をDさんの腰にあてた
- 立ち止まった状態から足を踏み出した途端にバランスを崩し、右臀部より尻餅をつくようにしてその場に転倒し、その結果、右大腿骨頸部骨折の傷害を負った

## ワーク

裁判所はどのような判断をしたのでしょうか？

グループで話し合ってみましょう。

- ポイント
- ①大雨への対策は十分だったか？
  - ②介助の方法に問題はなかったか？

## 判 決

請求額約6740万うち、治療費等11万円、介護費用増額分220万円、慰謝料801万円、弁護士費用100万円など約1150万の賠償を命じた。

## 判決の理由

「本件事故当時外は土砂降りの雨であり、本件事故現場は建物の出入り口であって雨によりタイル張りの床面が滑りやすくなっていたと推測されるのであるから、このような場合、玄関から誘導する際、荷物をタクシー内に置くなどして自らの身体の動きを確保たうえ、甲の左の腕を組み、腰に回すかあるいは体を密着して転倒しないように病院外に出るべき義務があったというべきである。

判決の結果をどのように考えますか？

レインコート、レインハット、防水シューズの準備をして大雨に備えたのに、荷物は先にタクシーに乗せるなど、転倒に配慮した介助への備えが不十分であったと判断されたケースでした。傘を用いたことも、雨に濡れないようという配慮であったとしても、十分な介助の妨げになったと思われる。

みなさんの日常業務を振り返って改善すべきことが無いか？  
グループで話し合ってみましょう。

## 参考文献

- 1) 東京地方裁判所判決／平成14年（ワ）第28713号 平成17年6月7日  
最高裁ホームページ (<http://courtdomino2.courts.go.jp>)

## 教材作成

東北福祉大学 総合福祉学部

准教授 菅原好秀

お疲れ様でした。